

(開会)

事務局

定刻になりましたので、始めさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。まちづくり課長の清水でございます。開会に先立ちまして、新たに任命された委員の方をご紹介します。

小平警察署の齋藤署長が転任されまして、後任に、武智署長が着任されましたので、一言ごあいさつをいただきたいと思えます。

委員

どうも皆様、初めまして。2月25日に小平警察署勤務を命ぜられました武智でございます。今度ともよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。委嘱状につきましては、机の上の封筒に入れてございますので、よろしく願いいたします。

また、本日、神石委員と虻川委員さんから欠席の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

都市開発部長の杉山でございます。

まちづくり課長補佐の首藤でございます。

それから、出口の方には、その他の事務局職員2名が同席させていただいております。

それでは、これ以降は会長に議事進行をお願いいたします。

会長、よろしく願いいたします。

会長

会長を務めております、高橋三男です。一言ごあいさつを申し上げます。

今まさしく薫風の季節であります。今日はちょっと暑い感じがいたしますけれども、1年で一番過ごしやすい季節ではないかというふうに思っております。

本日は大変公務ご多忙中の中を参集いただきまして、誠にありがとうございます。今日は諮問事項はないようではございますけれども、大事な区画整理事業だとか、その他の開発について、報告事項があるようでございます。是非ひとつ報告事項を聞きながら、その後、忌憚のない質疑を交わしながら、住みよいまちづくりのために、皆さんのお力をいただければというふうに思っております。よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

それでは改めまして、ただいまの出席委員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年度第1回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に吉野委員、長谷川委員を指名いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

ここで、この審議会は傍聴できるようになっておりますけれども、きょうは傍聴者がいませんので、いないということを報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小林市長よりごあいさつがございますので、よろしく願いをいたします。

(市長挨拶)

市長 皆さん、こんにちは。市長の小林でございます。本日は、大変お忙しいところを本審議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、平素から市政に関しまして、ご指導、ご鞭撻を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日の審議会の議題につきましては、会長の方からもお話がありましたように諮問案件はございませんが、「都市再開発の方針の見直し」など、4件の報告事項がございます。詳しくは後ほど事務局から、あるいは担当課からご報告をいたさせます。いずれの内容も今後所定の手続を経まして、小平市の都市計画として決定する内容となっております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 ここで市長は、大変恐縮ですが、他の公務がございますので、退席をいたします。

(市長退席)

(報告事項)

会長 それでは、本日は報告事項が4件ございます。担当課より報告の後、質問の時間をとりたいと思います。

初めに、「小川駅西口再開発」について報告をお願いいたします。

事務局 職員の紹介をさせていただきます。

都市開発部都市開発課長、岸野でございます。

事務局 よろしくをお願いいたします。

事務局 同じく都市開発課主査、中島でございます。

事務局 中島でございます。よろしくをお願いいたします。

事務局 大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、来年度、平成21年度の都市計画決定を目途に推進しております、小川駅西口地区の市街地再開発事業について、ご報告いたします。

事業の予定区域につきましては、先ほどお配りいたしました資料1のとおりでございます。小川駅西口の駅前広場と都市計画道路3・4・12号線を含みます、約1haが予定されております。なお、この区域につきましては、現在、破線部分の拡張も検討されておりますことから、今後変更されることも考えられます。

事業手法につきましては、都市再開発法に基づく第1種市街地再開発事業で

ございまして、権利者によります組合施行を予定しております。この再開発事業の検討を進め、施行者となる本組合の設立に向け、平成19年5月に小川駅西口地区市街地再開発準備組合が発足しております。現在は19年度に策定された事業推進計画のたたき台をもとに、準備組合によります権利者の皆様の個別意向ヒアリングが行われております。

なお、事業の期間でございますが、平成21年度に都市計画決定がなされ、すべて順調に進行した場合には、平成24年度の完了が予定されてございます。以上でございます。

会長 ただいまの「小川駅西口再開発」の報告につきまして、何かご質問がございましたら、遠慮なくひとつお願いをいたします。

委員 住民の方等の反対等があるかどうか。

事務局 現在、権利者が33名ございまして、そのうち30名が組合員となっております。権利者の方につきましては、賛成だよとは申しませんが、運動を起こして反対という方も現在おりません。

以上でございます。

委員 先ほどの説明の中に、5月に準備組合が発足しまして、現在個別ヒアリングということなのですが、その進捗状況と状況について、大まかなところで結構なんですけれども、今、反対という方がおいでにならないということなのですが、逆を返すと、賛成の方というふうに理解するのですけれども、状況等、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

事務局 先ほど人数は、権利者の中での数でございます。地域の方にはたたき台等も、まだお示ししておりません。

個別意向ヒアリングにつきましては、1日1人とか2人ぐらいでございまして、予定では7月ごろまでに、権利者全員のヒアリングを済ませる予定でございます。それから修正案をつくりまして、権利者の方々にお集まりいただき説明をし、再度ヒアリングを行うということで、全員合意に向けた計画案を作成するために、組合の方で努力しているところでございます。

以上でございます。

委員 確認の意味なんですけれども、そうしますと、権利者の方のヒアリングは7月までに第1回が終わるということですか。それとあと、あわせて、そこに居住している人への周知といいますか、今後はどうなっていくんでしょうか。

事務局 何回かヒアリングを行い権利者の意向を固めまして、ある程度の方向が示されましたら、当然そこに住んでいる方たちには説明がされます。ただ、地域の方々、また、他の市民の方々にも、当然それをお示ししていかなければならないということで、組合の方も理解しているところでございます。

以上でございます。

会長 ほか。

委員長 すみません、では、一つだけ伺います。先ほどこの図面でお示ししていただいた破線の地域、拡張検討区域ということでご説明があったかと思うんですが、今後によってはというお話だったと思うんですが、どういう要件がそろえば、この区域が拡張になるのかということと。あともう一つは、この区域が拡張されるに当たって、拡張するという事になった、今検討されているということになった理由というか、つまり、組合を構成されている方々の中に、この拡張予定地域の所有、ないしは権利を持っていらっしゃる方がいて、この地域も含めてくれという話だったのか。それとも、全くその組合に入っていない別の方々が、やるなら、どうせならうちのところもというようなお話だったのか。ほかの可能性もあるかもしれませんが、そういったことをちょっと教えていただければと思います。

事務局 当初のこの1点鎖線の区域につきましては、ここ数年検討してきた地域でございます。この破線で広がる部分につきましては、今までの権利者の方の所有地でございます。ですから、組合員数は変わってございません。次に、西武鉄道の部分がございますが、鉄道さんがかなり興味を持っていらっしゃいまして、参加のような意向を示されてきておりますので、廃線敷になっております、その部分が含まれてございます。

あと、下の部分につきましては、多摩信用金庫さんと、もう1件、酒屋さんがございまして、その方たちは、当初からずっと参加しておる方たちでございます。

以上でございます。

委員長 拡張されるという要件は、こういった要件がそろえば、これが本決まりになるわけですか。

事務局 現在、権利者の方たちが希望されておりまして、その中で拡張するような方向で、役員会の中で話が進んでございます。ですから、このままで行きますと、この拡張された地域の中で決定していくのではないかと考えております。

以上でございます。

会長 ほかにございませんか。

委員長 すみません。これの用途といいますか、それから再開発の趣旨ですよね。マスタープランを見ていると、商業拠点の形成を目指しますとなっているんですが、それとの関連とか。ちょっと概要を簡単に、教えていただければと思うんですが。

会長 経過を含めて、詳しく説明してください。

事務局 この地域につきましては、市街地再開発事業ということで都市計画決定を諮らせていただきますけれども、その中に高度利用地区等も入ってまいります。

それで、現在予定されておりますのが、今申しました市街地再開発事業の決定でございます。そのほかに高度利用地区の決定、そして、都市施設の変更、これは一部道路が西武の鉄道敷の中に入りそうなので、一応、予定してございます。あと、用途地域の変更、建ぺい・容積の変更、防火地域の変更、地区計画の決定等を予定いたしております。

事務局

現在の用途とか建ぺい率は。

事務局

現在の用途はほとんどが商業地域となっておりますが、一部、都営住宅の駐車場がございまして、その部分が第一種中高層住居専用地域でございますので、その部分を商業地域へ変更するという予定になっております。

以上でございます。

会長

よろしいですか。

委員

今後、縦覧等を経て、これが都市計画案として出ていくんだと思うんですけども。この再開発事業が今、対外的にどの程度まで説明されているか、本当に権利者だけなのか、もう少し幅広く話をされているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

事務局

昨年の5月27日に準備組合が設立されまして、それ以降、市報とホームページにより、一般市民の方にお知らせして、説明会を開いております。地域懇談会という名目で、説明会を開催しております。

それ以降につきましては、まだ内容的にも詰めてございませんし、今後、ある程度たたき台がきちっとした段階で、また再度お示ししていきたいということになっております。

以上でございます。

あと、その都度、まちづくりニュース等もお配りはしてございます。それは組合の方から出させていただいております。

会長

ほかにございませんか。

(なしの声)

会長

それでは、「小川駅西口再開発」の報告につきましては、終了いたします。続きまして、「小川町一丁目土地区画整理地内の都市計画公園について」の報告につきまして、担当課より報告をいたします。

事務局

職員の紹介をさせていただきます。

都市建設部長の栗原でございます。

事務局

栗原です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

都市建設部水と緑と公園課長の野田でございます。

事務局

野田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

水と緑と公園課課長補佐の清水でございます。

事務局

清水でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 説明は座ってさせていただきますので、よろしく願いいたします。発言につきましては、挙手をして、会長の許可をとってください。

会長 それではどうぞ。

事務局 都市建設部水と緑と公園課の野田でございます。よろしく願いいたします。それでは、今後、都市計画決定を予定しております、小川町一丁目土地区画整理地内における3公園、1緑地の整備計画につきまして、ご説明申し上げます。

これらの施設は、いずれも小川町一丁目土地区画整理組合からご提供をいただくものでございまして、対象区域につきましては、お手元の資料のとおりでございます。以下、おのこの施設につきまして概要をご説明させていただきます。

まず第1号公園でございますが、面積は約2,300㎡で、北側に開設予定の地域センター、児童館に併設して整備する計画でございます。次に第2号公園でございますが、面積は約1,500㎡で整備する計画でございます。続きまして、第3号公園でございますが、面積が約5,300㎡で、区画整理区域の南端、南に新堀用水と接する形で、コの字型で整備する予定でございます。なお、この中段の空白の部分につきましては、子どもキャンプ場用地と、小平市土地開発公社の所有地でございますが、将来的には、公園とキャンプ場に一定の連続性を持たせながら整備してまいりたいと考えてございます。

最後に緑地でございますが、第3号公園の西側に、新堀用水と都市計画道路小平3・4・23号線に接する形で、面積約300㎡で整備する計画でございます。

以上が、各施設のご説明でございますが、3公園につきましては、土地区画整理組合さんへの整備要望をさせていただくことに先立ちまして、市民の方々から公園整備に係るご意見やご要望をいただくための整備懇談会を延べ4回予定し、これまでに3回実施したところでございます。最後の第4回目につきましては、6月末から7月上旬あたりに実施する予定でございまして、これまで市民の方からいただきましたご要望等を参考に、市として土地区画整理組合さんに要望する最終案をお示しさせていただく予定でございます。

以上が概要説明でございます。

委員長 説明が終わりました。質疑を承ります。

2、3お伺いしたいんですけども、一つは、小平市の場合、公園設定の基準みたいなものはあるんですか。例えば人口にしてどうだとか、面積にしてどうだとか、あるいは公園と公園との間が大体どのくらいあるとかですね。あるいは防災というふうなことを考えての基準だとか、そういったところがもしおありでしたら教えていただけますか。

事務局 現在、小平市には277の公園がございまして、実際は、ほとんどが開発等に伴う提供公園が主流を占めております。今回についても、土地区画整備内の中の提供公園でございます。

以上でございます。

委員 そうしますと、例えば住民がこれだけの、その地域には人口があると。それに対して、公園の面積というのは、大体、この程度とるんだというふうな、そういうふうな基準は全くないということですか。

事務局 この公園に関しまして、土地区画整理組合で行っている事業の中の面積として、土地区画整理法で3%というような指定がございます。その指定の面積、かつそれ以上に現地はやっておりますので、そういうことでは、基準としては区画整理法の3%はカバーされています。それ以上に現地ではなっているということにはなっております。そういう基準にのっとった公園ということでございます。

会長 要するに、それは今のはそうなんだけれども、要するに、公園と公園との距離だとか、防災上のどうだとか、そういう、ここに書いてある全体的なことをお聞きしているわけですね。だからわかる範囲で。担当課じゃないのかな。

事務局 都市計画上におけます公園といたしますと、主に種別といたしましては街区公園、それから近隣公園、総合公園、運動公園、広域公園というところがございます。ここで街区公園につきましては、都市計画法でいきますと250mメッシュの中に街区公園を、おおむね2,500㎡ぐらいの公園をつくっていきなさいというようなことで指定をされております。

小平市の都市計画の公園につきましては、21カ所の公園が、今計画がされております。例えば、鷹の台のところにあります中央公園も都市計画決定がされているということがございます。約6haの公園面積がございますので、運動公園という位置づけがございます。そういうような形で市内各所に都市計画を定めまして、計画をしております。

また、都市計画公園・緑地の整備方針では新小金井街道の隣の延命寺公園というものを、昨年度、整備をいたしまして、計画的な整備を行ってございます。

以上でございます。

会長 よろしいですか。

委員 今、長谷川委員の質問は、私の意見とちょっと同じかと思うんですが、緑地というか、公園の目的用途を求めているんだと思うんですが、公園がどれだけ整備されるとか、そういう話ではなくて、ここで予定されている公園を防災面から延焼遮断帯として緑地面積をどのくらいとるとか、我々の観点からすると、防火水槽を入れて、いざというときに水源として確保してもらおうという意味で、公園の中にどういうものが備わるべきかという計画をお持ちかというお話

かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委 員

時間がないので、簡単に申し上げますけれども、今のもちろん目的というふうなものはありますけれども、今、防災ということはかなり言われているということ。それから、この審議会の議題の中にいつもありますのは、緑地被率というものがございますね。そういった観点とか、そういうふうなことを総合的に小平市は見ているのですかということなんです。それが質問の趣旨なんです。

もしおわかりにならないのだったら、後で結構でございますが。

事 務 局

公園に限りますと、大きなものから小さなものまであって、先ほど清水課長が言いました広域公園という、小金井公園が一番頭にあるわけです。一番下には児童公園という開発によって小さな公園があると。全体の計画というのは、都市計画決定で街区公園というところのレベルまでは計画決定はされています。小さな公園、児童公園みたいなものというのは、都市計画決定はされておらずで、開発ですとか、そういったものの都度、整備をしているということでございます。

それから、公園に限らず空地ですとか、緑地ですとかという形になりますと、小平市では、緑のマスタープランという基本計画を持っておりまして、その中で1人当たりの確保の目標量ですとか、そういったもので計画的に緑を確保していくという方針でやっております。

ちょっと手元に、緑のマスタープランございませんので、細かな数字はわかりませんが、そういう全体計画は持って、計画的には進めているところでございます。

会 長  
委 員

よろしゅうございますか。

今のご説明ありましたけれども、この三つの公園について、市民の要望をお聞きした上で整備をするのだというご質問だったと思うんですね。かなりある意味では、この三つの公園というのはそれぞれの特徴があるだろうし、そういうふうなお考えもあるかなというふうに思うんですが、市民の皆さんの声というのは、どんな声が出ているのか。その辺、もしつかんでいるものがあればお聞かせいただきたいのと、それをどういうふうに生かしたいというふうに考えているのか、そこら辺、ちょっとお願いしたいと思います。

それから、第3号公園なんですが、これは玉川上水の新堀用水を挟んで設置しているわけですが、いわゆる玉川上水の緑との関係ですね。これのマッチングといいますか、構想する上では非常に大事なところかなというふうにちょっと思うんですが、そこら辺の考え方、もしありましたらお示しください。

それと、子どもキャンプ場だとか、既存樹林帯なんかもありますからね。そこら辺をどう生かそうというふうに考えているのか、今の計画があればお示し



ください。

事務局

住民懇談会での意見ということですが、かなり幅広いというか、割と極端な意見がありまして、何も遊具とかをつくらないで原っぱのままがいいとか、あるいは遊具をつけてほしいとか、あるいはキャッチボールができる公園だとか、さまざまなお意見があります。そういったご意見も踏まえまして、現段階で、市として三つの公園にそれぞれコンセプトといたしまししょうか、そういうのは計画してございます。

ちなみに、第1号公園については、小学校高学年の方から高齢者までご利用できるということで、そこではキャッチボールとか、あとゲートボールとか、そういった球技ができるような公園をイメージしております。

それから第2号公園につきましては、小学校低学年の方から高齢者も含めた方を対象に砂場とか、遊具とか、そういうのを配置した公園をイメージしております。

それから第3号公園については、三つのエリアを考えてございます。一つはプレーパークエリア、それから樹林地のエリア、それからもう一つは新堀用水とマッチングした形での親水エリアというような形をイメージしています。

それから、玉川上水の緑地とのマッチングということですが、樹林地の方が割と接した形になっていますので、その辺で一体化しているんじゃないかというような認識は持っているところでございます。

以上でございます。

会長  
委員

よろしいですか。ほかに。

一つだけ伺います。第3号公園で、先ほど子どもキャンプ場と連続した整備というようなご説明があったかと思うんですけども、具体的にはどういう、何ていうんでしょう、形態になるのか。例えば柵があるとか、ないとか。今の佐藤委員の質問からのご説明でプレーパークというお話もあったと思うんですけども、そのプレーパークの懇談会やなんかを今進められていると思うんですね。その中で、多分、この子どもキャンプ場と一体となった整備というところが、かなり意見として出ているやに聞いておるんですが、具体的にはその部分というのは、ちょっとプレーパークを進めたいと思われている市民の方々も多少心配をしているようなところを漏れ聞いておりますので、今の段階でプランが示せるようであればお願いします。

事務局

キャンプ場とプレーパーク用地に関するプランでございますが、公園の連続性については、基本的にキャンプ場につきましては宿泊施設も兼ねることから、主管でございます体育課の方では、一応、公園用地とキャンプ場用地の間にフェンスを設けたいと考えているようでございます。しかしながら、これをすべて四方を囲んでしまいますと、公園のありようがある程度規制を受けるという

ことにもなりますので、今現在では、一応北側の方にキャンプ場ご利用の方がプレーパークの方へ出られるような出入口を設けたいということで、調整はついでございます。

ただし、一応、まだ調整段階でございますので、確たるものは申し上げられませんが、一応、プレーパーク側の方がキャンプ場に入れるというよりも、キャンプ場をご利用の方がプレーパーク用地を活用できるというような方策を練ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

会  
委  
員

よろしいですか。

プレーパークに関する事なんですが、今、常松さんからもお話が出ましたけれども、プレーパークというのは、場所というかハード面だけではなく、遊び方というか、ちょっとソフト面的な運用の特徴というのもあると思うんですけども、その辺の考え方からしますと、子どもの育ちということがどうしても入ってくると思うんですが、教育委員会になるのか、次世代育成部になるのかわからないんですが、子ども施策の部署との連携ということは、今後考えられていくんでしょうか。そのことだけお聞きしたいと思います。

事  
務  
局

当然、これはやはりお子さん方が伸び伸びと遊べるようなスペースということで設けてまいりますので、次世代育成部等、あるいは教育委員会、この辺との連携を密にまいりたいと思っております。

以上でございます。

会  
長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声)

会  
長

それでは、「小川町一丁目土地区画整理地内の都市計画公園について」の報告については、これにて終了をいたします。

それでは、最後に、「都市再開発の方針の見直し」及び「住宅市街地の開発整備の方針の見直し」につきまして、事務局から報告をいたします。

事  
務  
局

では初めに、資料の確認をさせていただきます。配付いたしました資料につきましては、資料3「都市再開発の方針について」、資料4「都市再開発の方針（原案）」、資料5「住宅市街地の開発整備の方針について」、資料6「住宅市街地の開発整備の方針（原案）」でございます。資料の方はございますでしょうか。

まず資料3から都市計画の制度の説明をさせていただきます。

小平市における都市計画については、「小平市都市計画マスタープラン」の上位に、東京都で定めている方針が三つございます。一つが「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」です。これは「都市計画区域マスタープラン」とも呼ばれております。そして残りの二つが、平成20年度末の都市計画変更の

スケジュールにより、今回方針の見直しを行うことになりました「都市再開発の方針」と「住宅市街地の開発整備の方針」です。これらは、土地・建物の権利に直接影響を及ぼすものではありませんが、個別に都市計画の指針となるものがございます。「都市再開発の方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」につきましては、東京都が都市計画決定を行うことになっています。

それでは、「都市再開発の方針の見直し」からご報告申し上げます。

前回平成16年4月に決定告示がなされて以降4年余りが経過し、東京都において変更の必要性が示されました。見直しの考え方は、平成16年の都市計画一斉見直しの段階で指定に至らなかった地区を今回の改正で積極的に見直しの指定をするものです。また、前回以降改定等された東京都におけるほかの計画と整合性を図り、区部における都市再生緊急地域及び防災再開発促進地区の追加を行うため、事業の進捗等に応じた方針の見直しを行うものがございます。

なお、平成20年度末の都市計画変更に向けて、平成19年12月に東京都より原案資料の作成依頼が来ており、2月29日の提出期限で東京都へ市の原案を提出いたしました。資料4は提出いたしました原案でございます。

それでは方針に定める内容をご説明いたします。資料3、「都市再開発の方針について」をご覧ください。中段の「方針で定めるもの」については、「1号市街地」、「2号地区、または2項地区」、「誘導地区」を定めることになっています。

「1号市街地」は、計画的な再開発が必要な市街地でございます。ここで言う再開発とは、土地区画整理事業、また、市街地再開発事業、地区計画等のことを総称して、再開発と呼んでございます。今回の見直しで市内全域を区域としております。続いて「2号地区、または2項地区」は、再開発を促進すべき地区として、市内3地区の指定から4地区の指定に見直しを行いました。また、「誘導地区」については、2項地区には至らないものの、再開発を行うことが望ましい地区として、市内3地区を定めています。

東京都へ提出いたしました市の方針でございますが、これまでの方針で指定されておりました地区については、今後も再開発の方針に位置づけ、整備等を進めることといたしました。また、開発が進んでおります地区については、地区の一部を2項地区に格上げを行うことといたしました。

分量がかなり多くございますので、修正箇所を中心に要点を説明させていただきたいと思っております。

それでは「市の方針の見直しの主なポイント」をご覧ください。東京都へ提出いたしました市の方針でございますが、「1号市街地」の地域が約1,880haから約2,046haとなり市内全域に変更されてはいますが、これは地区の選定となる都の基準に達したための変更でございます。

次に、「小川町一丁目地区の一部見直し」についてですが、これまでも「誘導地区」として位置づけられていましたが、「小川町一丁目地区」を現在事業中の小川町一丁目土地区画整理事業の進捗に伴い、一部を「2項地区」に変更したものです。土地区画整理事業の区域から外れております残りの部分については、誘導地区として残っております。

その他、文言の修正としては、市内の都市基盤整備、都市計画道路の整備の終了や、緑の減少等により、表記の加除が必要な部分について見直しました。

それぞれの地区の範囲につきましては、資料中ほどの附図等に表示してございます。

続きまして、「住宅市街地の開発整備の方針の見直し」の報告をさせていただきます。この方針は、「東京都住宅マスタープラン」と関連しておりまして、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランと言えるものです。こちらについても「都市再開発の方針」同様、平成16年4月の見直し以降4年余りが経過し、見直しが必要になりました。今回は「東京都住宅マスタープラン」が関連する法律の改正等により、平成19年3月に改正をしておりまして、その関連する法律の文言の修正等も同様に今回の見直しに含んでおります。

それでは、方針に定める内容をご説明いたします。資料5「住宅市街地の開発整備の方針について」をご覧ください。中段の「方針で定めるもの」については、住宅市街地の開発整備の目標、良好な住宅市街地の整備又は開発の目標、重点地区を定め、その地区の整備又は開発の計画の概要を作成することとなっております。重点地区には、4地区を選定しております。

市の方針といたしましては、開発整備の終了した地区について一部方針から外しました以外は、今後も継続して開発整備を行うことといたしました。

先ほどと同様、修正箇所を中心に説明させていただきたいと思っております。

それでは、「市の方針の見直しの主なポイント」をごらんください。

重点地区の見直しですが、「小川町一丁目地区の追加」と、「鈴木町二丁目地区の削除」をいたしました。追加した小川町一丁目地区につきましては、「都市再開発の方針」の見直しと同様、小川町一丁目土地区画整理事業の進展によるものでございます。また、鈴木町二丁目地区は、前回の方針では「公営住宅建替事業の事業中」との位置づけでございましたが、平成15年度に都営住宅の建てかえが完了しましたので、今回削除を行ったものでございます。

また、文言の修正等については、東京都の定める整備ゾーン区分の名称変更などにより、表記の加除を行ったものでございます。なお、資料6は東京都へ提出しました市の原案でございます。

今後、東京都で予定されている見直しスケジュールですが、「都市再開発の

方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」とともに都市計画手続に基づき、本年6月に都市計画法第16条による素案の縦覧、公述の受付を行い、8月に都内5カ所で公聴会を実施し、その後、国、区・市への意見照会、都市計画法第17条の縦覧、東京都都市計画審議会を経て、平成21年3月に決定の告示を行う予定となっております。

報告は以上でございます。

会長 ただいまの「都市再開発の方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」の報告につきまして、質疑があればお伺いいたします。

委員長 両方なんですけれども、スケジュールで1点確認したいんですが、意見照会の後に市都市計画審議会というのは入らないんですか。もう市都市計画審議会が入ってないんですが、この一連の流れの中で、もうそういうのというのはないんでしょうか。

事務局 この都市計画決定につきましては、東京都の決定事項でなりますので、今現在では、市都市計画審議会での報告等の予定はございません。

以上でございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員長 私が勘違いしているかもわからないんですが、この意見照会の後に、意見を返すときに市都市計画審議会に諮るようなものがあつたかなと一瞬思ったものですから、ちょっと確認したんですが、特にそれはないということによろしいのでしょうか。

事務局 今、東京都から示されております「都市再開発の方針」と、「住宅市街地開発整備の方針」のスケジュール予定表でございますが、本年の9月、10月に、国、市への18条による意見照会ということがございます。ここに、市からの意見があるということですが、これについては、特に市都市計画審議会の方に報告をして意見をするという予定は、今、考えてございません。

会長 手続的にはそれでいいわけですね。

事務局 手続的にはいいと思います。

委員長 わかりました。恐らく、東京都のスケジュールとしては、こういうことだと思ふんですけれども、意見を返すときに、市として、この市都市計画審議会を諮る意図があるのかを含めてちょっとお伺いしたいんですが。

事務局 もともとは、新たにここで計画をつくって指定をするというよりも、既存の「都市計画マスタープラン」ですとか、市の長期計画の中で位置づけされたものを表現するという形がほとんどなわけでございます。ですから、そういった形ですので、事務的に言葉の使い方ですとか、ああいったものの幅というのはあるんですが、この事業を新たに入れようとか、この事業を落とそうとかという内容にはなっていないということ、そういった趣旨から、必要はないのかな

というふうに考えているところです。

会  
委  
員

ほかに。

質問というか、教えていただきたいんですけども、東京都の「都市計画区域マスタープラン」や、あるいは「東京都住宅マスタープラン」の中で、この小平市というか地域、多摩地域ということになるのでしょうか、それぞれ「都市再開発の方針」ですとか、「住宅市街地開発整備の方針」という意味で、東京都の計画の中では、この近辺がどういうふうに位置づけられているかというところを、大まかでもいいんですけども、教えていただければと思います。

事  
務  
局

東京都の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」におきまして、この区域等につきまして位置づけさせていただきます。例えば小川町一丁目等につきましては、区画整理等で整備をしていく方針、それから小川駅西口につきましても、再開発等で整備をしていくという方針で位置づけられております。また、「東京都住宅マスタープラン」におきましても、重点供給地域として、ここに上がっている4地区のほかに、あと、花小金井の1地区が含まれて、重点供給地区5地区が含まれてございます。

以上でございます。

委  
員

それぞれ個別の計画として位置づけられているということなんですか。もっと広域的な意味で、住宅地としてとか、あるいは緑地確保の地域としてとか、そういう大きな位置づけというのは都の中であるのか、あるいはないのかということをお教えいただければと思います。

事  
務  
局

ちょっと長い言い回しですが、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中では、文章的なもので位置等を示させていただきます。それと、附図がございまして、その附図に基づいて、大まかな区域等が示されているというところがございます。

それと、「東京都住宅マスタープラン」におきましても、小川駅西口地区、それから栄町地区、小川西町地区、それから小川町一丁目地区、これは新規でございます。それと、花小金井北口地区の5カ所が、東京都の重点供給地区として位置づけられております。このうち花小金井北口地区を除いて、重点地区として「住宅市街地の開発整備の方針」として位置づけられてございます。この中の整備の方針といたしましては、例えば小川町一丁目地区につきましては、区画整理事業、それから地区計画等によって良好な住環境を整備していくというような形での位置づけになってございます。

また、花小金井北口地区を重点地区に入れなかったということもございますが、既に、開発事業が終わっているというところがございましたものですから、住宅部分については供給が十分なされたのかなということ、地区に指定してございません。

以上でございます。

会 長 よろしいですか。そのほかに、ございませんか。

(なしの声)

会 長 それでは、ただいまの「都市再開発の方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」の報告につきましては、これをもちまして質疑を終了いたします。

それでは最後に、ここで公募委員さん2名の方の任期が来ます。ひとつごあいさつを、おののいたいただきたいと存じます。

では、長谷川さんの方からひとつよろしく申し上げます。

委 員 4年間ですけれども、お世話になりました。私がこの審議会の方に出るようになりましてのは、四、五年前だったでしょうか、小平市の長期総合計画をつくるベースとして、まちづくり市民会議というのがございまして、そこに参加したのがきっかけでございまして、小平市の都市計画というのはどんなふうに進めているのだろうかというふうなことにも非常に興味がありましたし、そんなようなことで出席させていただきました。

4年間振り返ってみますと、何か非常に地域別の細かい審議が非常に多くございまして、言わんとしております、例えば緑地被率とかそういったことはよく理解できたんですけれども、私がイメージをしておりましたのは、もっと大きい、例えば、先ほど東京都のマスタープランとの整合性といいますか、関連はどうなっているんだとか、そういったことも、1年のうちの数時間でいいから、何かお話があったらよかったなというふうに感じております。

例えば、小平にJR武蔵野線というのが通っております、これはつくった当時から言いますと、非常に交通の発達等が進みまして、非常に重要な線路になったんじゃないかなと、こういうふうに感じております。そのちょうど中心にあるのがこの小平なんですけれども。船橋の方へ行きますと、ディズニールンドが近いし、一足飛びに行けると。それから、川崎の方に、多分これから府中本町からずっと回って、東京駅の方までつながるんだろうと思いますけれども、そうなりますと羽田まで一足飛びで行けると。そういうふうな中で、これは一例なんですけれども、小平市というのは、一体それをどういうふうに考えているんだと、どうとらえているんだろうかというふうなことですね。

ですから、これはすぐに1年、2年先のことではなくて、そういうふうな大きなプランのもとに、あるいは変わってきた世の中のものを反映しながらやっているんだろうかというのが非常に興味があったんですけれども、なかなかそういうふうなことを検討する時間等もございまして、緑地の宅地化等がその都度示されて、行ってみますと、もう家がほとんど建っているというふうな状況で、余り皮肉にとってもらっては困りますけれども、この審議会って一体何やっているんだろうと、はっきり言いまして、そんなふうに感じました。そん

なことで、ある意味では、いい勉強をさせていただいたと思っております。

最後だけ言いますけれども、もう少し前向きで、もっと大きなことで、小平市の10年、20年先のことが、ほんの30分でもいいから、何かそんなようなことがあったら非常にいいんじゃないかなと思っております。もっとも、実務ベースでやっておりますから、そんなわけにはいきませんと思っておりますけれども、いずれにせよ、いい勉強をさせていただきまして、4年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

会長 今ごあいさついただいたように、そんな側面も、本当に率直に感じますので、これはまた事務局等と相談をしながら、こういう中で消化できればいいのかなというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、靄岡委員、お願いします。

委員 平成18年の8月からなんですけれども、この8月で任期終了ということで、2年間、微力ですが、言いたいことを、的外れなこともありましたけれども、言わせていただいて、ある意味ではご迷惑をおかけしたところもあるかもわかりませんが。

それで、ちょっと話が長くなってしまいかもしれませんが、公募委員として応募したいきさつなんですけれども、現在、私が住んでいるのは、この名簿にもありますように、喜平町、公団住宅なんです。小平団地の、一昨年ですか、一昨々年か、団地で防災委員というのが順番で回ってきたんです。防災委員の仕事を決まるとおりのことをやったんですけれども、毎年9月ごろ防災訓練をするんですけれども、防災委員は必ず出なくちゃいけないということで、その行事に参加して、避難場所が第九小学校ということで、そこへ行って、いろいろと消防署の方々からご指導を受けたんですね。そのときに感じたんですけれども、いやこれ、九小が避難場所だって、一時避難場所ですかね。その後ろにグランスクエアというでっかいところがありまして、あそこからみんな避難してくると、我々が後から行ったって、何か入るすき間もないんじゃないかと。やっぱり避難するには広い場所が必要んじゃないかなというようなことで、あんまり高い、高層建築は害があるんじゃないかと、グランスクエアの人が聞いたら怒るかもわかりませんが、これは公害であると。

広い場所というのはいろんな意味で駄があると。広いと書いて広域だ。やっぱり小平は、広いところがいっぱいあるのがいいんじゃないかというふうなことを避難訓練で思ったものですから、公募委員の募集があったので、そのことを、委員にはならないだろうと思って申し込んだんですけれども、その考えが受けたのかどうかわかりませんが、都市計画審議委員に任命を受けまして、一生懸命やったんですけれども、思ったのに比べてやっぱり内容がかなり



難しく、そんな広域とか公害とかって、それで済むような問題じゃないんですよね。それについていけないような、もっと勉強しなくちゃいけないなという印象は、毎回出席して感じたんですけれども。

幸いなことに、それでいつも出席していろいろ話を聞いて、あんなことを言わなければよかったとか、それから、ああいうことがもっとポイントだったんじゃないかなというのが、会議の後になってから思いついたりもして、これでは、委員の職責としてもどうかなという感じもあったんですね。

ということと、もう一つ、今日は傍聴の方がいませんけれども、審議会は傍聴ができるんですよね。それで、よく考えたんですけれども、委員として出るよりは、市報なんかを見て、審議会があるぞと。では、行って聞くかと。むしろ傍聴させていただいて、後で気がついたことを言うことだって、いろんな手段がありますから、その方がいいんじゃないのかなという感じがしたんですね。

あと、いろいろとプライベートなこともありまして、やっぱり一応の2年間の職責は十分かどうかわかりませんが、果たせたんじゃないかと思って、やめさせていただくことにしました。

今度ともそういうことで、このあたりで傍聴することがあるかもわかりませんが、傍聴する人は、一切発言しないで、だまって後ろで聞いているということらしいんですけれども、そういうことで出させていただくかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

(拍手)

会 長 どうもありがとうございました。貴重な意見をいただきました。参考にさせていただきます。

それでは、本日用意いたしましたことについて、すべて終了いたしました。大変長時間、熱心なご討議をいただきまして、衷心よりお礼を申し上げます。

以上で、散会をいたします。ありがとうございました。

(閉会)